

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第125号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第179号）
平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）口述試験の評定票
- 2 担当課（所）
人事委員会事務局総務課
- 3 異議申立て等の経緯

ア H23. 12. 19 公開請求	エ H24. 2. 6 諮問
イ H23. 12. 22 一部公開決定	オ H25. 3. 19 答申
ウ H24. 1. 31 異議申立て	
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
一部公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果	条例第7条第6号 事務事業情報	非公開	<p>当審査会において、本件処分で特定された公文書を見分したところ、「個別面接評定票」と表題され、評定結果を記載する評定欄の表頭には評定項目、着眼点及び観察事項、評定尺度が表記され、評定欄以外の部分には、受験者の属性、評定者氏名及び参考意見等を記入する欄が設けられている。</p> <p>1 先例の答申について</p> <p>異議申立人は、平成21年11月2日に、平成21年度の「石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の口述試験の採点基準」の公開請求を行い、実施機関が個別面接評定票を対象公文書として特定し、同年11月12日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月14日に異議申立てを行っている。</p> <p>なお、実施機関は、当初全てを非公開としていたが、平成22年11月9日付け人委第427号によって、評定項目の内容である「態度」、「表現力」、「積極性」、「判断力」及び「社会適応性」のみ公開し、その他の部分は非公開とした。</p> <p>これについて、実施機関から平成21年12月28日に諮問を受けた当審査会では、上記以外の非公開情報該当性について、平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申」という。）において、非公開部分のうち、評定欄の表頭に表記されている評定に関する事項欄の評定内訳及び評定欄中の着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果については、これを公開すると、評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員</p>

			<p>採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であるが、表題、評定に関する事項欄以外の評定内訳及び評定欄以外に記載されている表記等については、非公開とする理由を認めることはできないと答申した。</p> <p>先例答申において公開すべきと判断した部分について、実施機関は、平成23年4月19日付け人委第49号により公開している。</p> <p>2 一部公開決定の当否について</p> <p>当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同じである。</p> <p>③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。</p>
--	--	--	--

5 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第125号

答 申 書

平成25年3月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対して、平成23年12月19日に、平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の口述試験の採点基準に関する文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月22日に個別面接評定票（様式）を特定して、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果

（公開しない理由）

条例第7条第6号に該当（事務事業情報）

試験に係る事務に関する情報であって、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年1月31日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年2月6日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、試験に関する業務であるため、公にすると、事務の遂行に著しい支障を及ぼすとしているが、試験の採点基準を情報公開することによって、試験の公正性、公平性及び透明性等が担保され、試験に対する受験者の信頼性を高め、優秀な人材を確保

できるので、県民にとって大きな利益をもたらすものである。

このように、公開するメリットのほうが、公開しないメリットをはるかに上回ると考えられるため、条例第7条第6号の非公開情報に該当せず、条例の適用に誤りがある。

(2) 実施機関は、理由説明書において、着眼点が明らかになると、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ると述べているが、受験対策をしない受験者は存在しない。

また、画一的な受験者の増大を過度に助長し、正確な能力実証が困難となるとしているが、受験者はそれぞれ違った職務経験を経てきたことから、画一的とはなり得ない。

評定表に基づいて能力等が判断される以上、合格者はある程度画一的になる。さらに、能力の実証が困難となるかどうかは、試験官の能力等による。

このようなことから、本件公文書で非公開とされた情報は、条例第7条第6号に該当しない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件公開請求に対応する公文書は、平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）における口述試験の個別面接評定票である。

この評定票には、評定項目の内容等が記載されており、さらに評定結果を記載する様式となっているため、この評定票自体が採点基準である。

2 着眼点等の内容・内訳、評定内訳、具体的な評定方法及びその結果は、評価の観点及び視点並びに評定方法に係る情報であり、これが公になれば、受験対策に特化した訓練を経た者が高い成績を得ることや、他者との相違が不明確になり、画一的な受験者の増大を過度に助長させることになり、結果として受験者の能力、適性及び資質等の正確な能力実証が困難となり、さらには試験を実施する意義が失われるおそれがある。

したがって、本件処分で非公開とした部分は、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成23年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）における口述試験において使用された評定票である。

3 条例第7条第6号の該当性について

評定票は、「個別面接評定票」と表題され、評定結果を記載する評定欄の表頭には評定項目、着眼点及び観察事項、評定尺度が表記されている。

また、評定欄以外の部分には、受験者の属性、評定者氏名及び参考意見等を記入する欄が設けられている。

(1) 先例の答申について

異議申立人は、平成21年11月2日に、平成21年度の「石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の口述試験の採点基準」の公開請求を行い、実施機関が個別面接評定票を対象公文書として特定し、同年11月12日に非公開決定を行ったことに対して、同年12月14日に異議申立てを行っている。

なお、実施機関は、当初全てを非公開としていたが、平成22年11月9日付け人委第427号によって、評定項目の内容である「態度」、「表現力」、「積極性」、「判断力」及び「社会適応性」のみ公開し、その他の部分は非公開とした。

これについて、実施機関から平成21年12月28日に諮問を受けた当審査会では、上記以外の非公開情報該当性について、平成23年4月8日付け答申第97号（以下「先例答申」という。）において、非公開部分のうち、評定欄の表頭に表記されている評定に関する事項欄の評定内訳及び評定欄中の着眼点等の内容、具体的な評定方法及びその結果については、これを公開すると、評定の観点及び視点並びに評定方法等が明らかとなり、このことに着目した受験対策を過度に助長し、職員採用候補者試験に係る事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないため、非公開は妥当であるが、表題、評定に関する事項欄以外の評定内訳及び評定欄以外に記載されている表記等については、非公開とする理由を認めることはできないと答申した。

先例答申において公開すべきと判断した部分について、実施機関は、平成23年4月19日付け人委第49号により公開している。

なお、異議申立人は、平成20年11月10日に平成20年度の「石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の口述試験の採点基準」について公開請求を行ったが、実施機関は、一部公開決定を行い、異議申立てを受けて当審査会に諮問し、当審査会においては、上記2件の諮問について併合して審議し、先例答申を行った。

(2) 一部公開決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同じである。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

本件公開請求に係る公文書について一部公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 2 月 6 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 179 号)
平成 24 年 2 月 17 日	○実施機関（人事委員会事務局総務課）から理由説明書を受理した。
平成 24 年 2 月 29 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 24 年 12 月 25 日 (第 234 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 1 月 25 日 (第 235 回審査会)	○事案の審議を行った。